

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和8年5月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム制度改正 対応業務(令和8年度障害福祉 サービス等報酬改定・利用者負 担区分の見直し)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	19,999,980	R8.5.28	<p>本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、障害福祉サービスの令和8年度報酬改定や自立支援医療等における利用者負担区分の見直しに対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	介護保険 課	228-7513	介護認定審査会システム用プリン タ入替対応業務	株式会社日立製作所 関 西支社	2,156,220	R8.5.22	<p>介護認定審査会システム(以下「認定システム」という。)で使用しているプリンタについて、現行機器のサポート終了により新たな機器に入れ替える必要がある。本業務は機器の入れ替えに伴い、認定システムの設定変更や、新たな機器を使用するために必要な環境設定を行うものである。</p> <p>既存の認定システムを継続して使用することを前提として、認定システム全体の機能を損なうことなく新たな機器の入れ替えに伴う作業を行うにあたっては、現行機器と同じレイアウトで出力ができるよう、認定システムの設定内容の検討及び設定変更、印刷に係るプログラムの各種設定変更、動作確認等の作業が必要となる。これらの作業は詳細な手順を把握したうえで行う必要があり、認定システムの設定に係る詳細な知識や技術が不可欠であるため、認定システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に認定システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、工数の増加等が生じる恐れがあり、その場合、介護認定審査会の運営ができないなど、介護保険制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、認定システムの詳細な知識等を有する、認定システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	保健医療 業務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	イデアルシーズ株式会社	-	R8.5.25	<p>当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか